【別　紙】

●地区計画等の区域内における基準

<table>
<tr><th></th><th>虹ヶ丘</th><th>皐ヶ丘</th><th>桂ヶ丘</th><th colspan="2">桜ヶ丘</th><th>西可児駅</th><th colspan="2">可児駅東</th><th colspan="2">工業団地</th></tr>
<tr><td rowspan="6">敷地面積の
最低限度</td><td rowspan="6">200㎡</td><td rowspan="6">230㎡</td><td rowspan="6">230㎡</td><td>低層専用①</td><td rowspan="3">180㎡</td><td rowspan="6">165㎡</td><td>駅前商業①</td><td rowspan="3">100㎡</td><td colspan="2" rowspan="6">―</td></tr>
<tr><td>低層一般①</td><td>駅前商業②</td></tr>
<tr><td>近隣センター</td><td>沿道商業</td></tr>
<tr><td>低層専用②</td><td rowspan="2">230㎡</td><td>近隣商業</td><td rowspan="2">130㎡</td></tr>
<tr><td>低層一般②</td><td>低層住宅東･西</td></tr>
<tr><td rowspan="2">壁面の位置の制限</td><td rowspan="2">1.0m　※1</td><td rowspan="2">1.5m　※2</td><td rowspan="2">1.5m　※3</td><td>近隣センター</td><td>1m　※4</td><td rowspan="2">道路境界線より
1m･1.5m　※5</td><td colspan="2">道路境界線より</td><td>道路境界線より</td><td>1m</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>1.5m　※4</td><td colspan="2">駅前商業①②　0.5m　※6</td><td>隣地境界線より</td><td>0.5m</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築物の高さの
最高限度</td><td rowspan="2">―</td><td rowspan="2">―</td><td rowspan="2">―</td><td colspan="2" rowspan="2">―</td><td rowspan="2">―</td><td>沿道･近隣商業</td><td>20m</td><td colspan="2" rowspan="2">―</td></tr>
<tr><td>低層住宅東･西</td><td>10m</td></tr>
<tr><td>建築物等の
形態の制限</td><td>―</td><td colspan="5">コンテナを利用した建築物は建築してならない。</td><td>―</td><td>駅前商業①･②</td><td>0.5m　※7</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">沿道･近隣商業･
低層住宅東･西</td><td>1.0m　※7</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※1　別棟の車庫又は物置で、軒の高さが2.3m以下かつ、壁面の位置の制限の距離に満たない部分の床面積の合計が10㎡以内の建築物または建築物の部分についてはこの限りでない。

※2　次の各号に掲げる建築物についてはこの限りでない。
(1)　別棟の車庫又は物置で、同一境界線への壁面の投影の長さの合計が次のいずれかに該当するもの
(イ) 当該境界線の長さの2分の1以下であるもの
(ロ) 10m以下であるもの

※3　次の各号に掲げる建築物についてはこの限りでない。
(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下かつ、壁面の後退距離が0.5m以上であるもの
(2) 別棟の車庫又は物置

※4　次の各号に掲げる建築物についてはこの限りでない。
(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が5m以下かつ、壁面の後退距離が0.5m以上であるもの
(2) 別棟の車庫又は物置で、同一境界線への壁面の投影の長さの合計が次のいずれかに該当するもの
(イ) 当該境界線の長さの2分の1以下であるもの
(ロ) 10m以下であるもの

※5　高さが5m以下の別棟の附属車庫及び物置についてはこの限りでない。

※6　高さが3mを超える壁面部分についてはこの限りでない。

※7　建築物の地盤面の高さは、前面道路の最も高い地点から数値以下とする。

　　条例制定項目

●景観計画の区域内における基準

建築物の外壁の色彩は表に適合させること。(マンセル表色系による)

【有彩色】

色相	明度	彩度
赤･黄赤･黄	2以上	7以下
その他	3以上	6以下

【無彩色】

色相	明度	彩度
N	2以上	―

敷地面積が1,000㎡以上3,000㎡未満の建築物は、敷地の3％以上の緑地を確保すること。